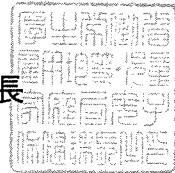


雇児母発0309第2号  
平成23年3月9日

社団法人日本産婦人科医会会长 殿

厚生労働省雇用均等・児童家庭局母子保健課長



「平成20年度妊婦健康診査臨時特例交付金の運営について」の一部改正について

母子保健行政の推進については、かねてより特段の御配慮をいただいているところであり、深く感謝いたします。

さて、平成20年度妊婦健康診査臨時特例金の運営については、平成21年2月26日雇児発第0226003号「平成20年度妊婦健康診査臨時特例交付金の運営について」の別紙「妊婦健康診査支援基金管理運営要領」（以下「通知」という。）により行っているところですが、今般、通知の一部を別添のとおり改正し、各都道府県知事あて送付したところです。

つきましては、貴会におかれましても、今後とも妊婦健康診査の円滑な実施に御協力いただきますよう、貴会会員に対する周知方よろしくお願い申し上げます。



雇児発0309第4号  
平成23年3月9日

各都道府県知事 殿

厚生労働省雇用均等・児童家庭局長

「平成20年度妊婦健康診査臨時特例交付金の運営について」の一部改正について

平成20年度妊婦健康診査臨時特例金の運営については、平成21年2月26日雇児発第0226003号「平成20年度妊婦健康診査臨時特例交付金の運営について」の別紙「妊婦健康診査支援基金管理運営要領」（以下「通知」という。）により行われているところであるが、今般、通知の一部を別紙新旧対照表のとおり改正し、平成23年4月1日から適用することとしたので通知する。

なお、本通知については、速やかに管内市町村に通知されたい。

本文（略）	新																											
<p>本文（略）</p> <p><b>別添</b> 妊婦健康診査臨時特例交付金による妊婦健康診査事業</p>																												
<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">事業内容</th> <th rowspan="2">実施主体</th> <th colspan="2">補助単価</th> <th colspan="2">補助率</th> </tr> <tr> <th>国</th> <th>都道府県</th> <th>市町村</th> <th>国</th> <th>都道府県</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>妊娠健康診査事業 妊娠健康診査の円滑な実施のために必要な事業に要する経費</td> <td>都道府県 市町村</td> <td>妊娠1人当たり 68,000円以内</td> <td>1/2 (10/10)</td> <td>妊娠1人当たり 66,080円以内</td> <td>1/2 (10/10)</td> </tr> <tr> <td colspan="6"> <p>括弧書きは、都道府県が事業を実施する場合</p> </td> </tr> </tbody> </table>						事業内容	実施主体	補助単価		補助率		国	都道府県	市町村	国	都道府県	妊娠健康診査事業 妊娠健康診査の円滑な実施のために必要な事業に要する経費	都道府県 市町村	妊娠1人当たり 68,000円以内	1/2 (10/10)	妊娠1人当たり 66,080円以内	1/2 (10/10)	<p>括弧書きは、都道府県が事業を実施する場合</p>					
事業内容	実施主体	補助単価		補助率																								
		国	都道府県	市町村	国	都道府県																						
妊娠健康診査事業 妊娠健康診査の円滑な実施のために必要な事業に要する経費	都道府県 市町村	妊娠1人当たり 68,000円以内	1/2 (10/10)	妊娠1人当たり 66,080円以内	1/2 (10/10)																							
<p>括弧書きは、都道府県が事業を実施する場合</p>																												
<p>別紙様式（略）</p>																												

【改正全文】

	雇児発第 0226003 号
一部改正	平成 21 年 2 月 26 日 雇児発 1006 第 1 号
一部改正	平成 22 年 10 月 6 日 雇児発 1221 第 3 号
一部改正	平成 22 年 12 月 21 日 雇児発 0309 第 4 号
	平成 23 年 3 月 9 日

各都道府県知事 殿

厚生労働省雇用均等・児童家庭局長

平成 20 年度妊婦健康診査臨時特例交付金の運営について

標記については、「平成 20 年度妊婦健康診査臨時特例交付金（妊婦健康診査支援基金）の交付について」（平成 21 年 2 月 26 日厚生労働省発雇児第 0226001 号）をもって通知されたところであるが、今般、別紙のとおり「妊婦健康診査支援基金管理運営要領」を定め、平成 21 年 1 月 27 日から適用することとしたので通知する。

なお、本通知については、速やかに管内市町村に通知されたい。

## 別 紙

### 妊婦健康診査支援基金管理運営要領

#### 第1 通則

妊婦健康診査臨時特例交付金により都道府県に造成された基金（以下「基金」という。）の管理、運用、取崩し等に係る事業（以下「基金事業」という。）及び基金を活用して行われる妊婦健康診査事業（以下「妊婦健康診査事業」という。）については、この要領の定めるところによるものとする。

#### 第2 基金事業

##### (1) 基金の設置

基金は、都道府県がこれを設置するものとする。

##### (2) 基金の設置方法

基金は、次の事項を条例等において規定するものとする。

- ① 基金の設置目的
- ② 基金の額
- ③ 基金の管理
- ④ 運用益の処理
- ⑤ 基金の処分

##### (3) 基金事業の実施

###### ① 基金事業の実施計画の作成等

ア 市町村（特別区を含む。以下「市町村」という。）は、平成23年度末までの妊婦健康診査事業に係る計画を策定し、都道府県に報告するものとする。

イ 都道府県は、平成23年度末までの妊婦健康診査事業に係る計画を策定するものとする。

ウ 都道府県は、必要に応じ市町村が策定した妊婦健康診査事業に係る計画及び都道府県の妊婦健康診査事業に係る計画について調整を行い、平成23年度末までの基金事業に係る計画を策定する。

エ 都道府県は、市町村が平成23年度末までの妊婦健康診査事業に係る計画を策定するにあたり、予め市町村ごとの交付額の上限を提示することができるものとする。

また、都道府県は、基金事業に係る計画の見直しに伴い、必要に応じて市町村ごとの上限を見直すことができるものとする。

###### ② 基金の取崩し

都道府県は、基金事業に係る計画の範囲内で、都道府県及び市町村が行う妊婦健康診査事業に必要な経費を必要に応じ基金から取崩し、支出するものとする。

###### ③ 基金事業に係る計画の見直し

都道府県は、必要に応じて基金事業に係る計画を見直すことができるものとする。

##### (4) 運用益の処分

基金の運用によって生じた運用益は、当該基金に繰り入れるものとする。

#### (5) 基金事業の中止

都道府県は、基金事業を中止し、又は廃止する場合には、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。

#### (6) 基金の処分の制限

基金（（4）により繰り入れた運用益を含む。）は、妊婦健康診査事業を実施する場合を除き、これを取崩してはならないものとする。

#### (7) 事業の終了

① 基金事業及び妊婦健康診査事業の実施期限は、平成23年度末までとし、その時点で基金を解散することとする。

ただし、平成23年度末における妊婦健康診査事業実施分の精算を目的として、必要に応じ、平成24年9月末まで基金事業を延長することができる。この場合は、精算手続きが全て完了したうえで基金の解散を行うものとする。

なお、基金事業の実施期限を延長した場合は、（3）の①のウの「23年度末」を「24年9月末」と読み替えるものとする。

② 基金を解散する場合には、解散するときまでの基金の保有額、基金事業に係る保管の状況等必要な事項を厚生労働大臣に別紙様式により報告し、その指示を受け、解散するときに有する基金の残余額を国庫に返還しなければならない。

#### (8) 事業実施状況報告

都道府県は、毎年度基金事業にかかる決算終了後速やかに、別紙様式により事業実施状況報告書を厚生労働大臣に提出しなければならない。

なお、平成23年度の事業実施状況報告については、（7）②によるものとする。

### 第3 妊婦健康診査事業の実施

#### (1) 妊婦健康診査事業の対象

妊婦健康診査事業は、市町村で実施されている妊婦健康診査（市町村保健センター等において市町村自らが実施する妊婦健康診査と病院、診療所及び助産所において公費負担により実施する妊婦健康診査をいう。）の円滑な実施のために必要な別添に掲げる事業とする。

ただし、次に掲げる事業は、妊婦健康診査事業の対象としない。

- ① 地方交付税において措置されている妊婦健康診査の公費負扱回数5回分を下回っている市町村が行う妊婦健康診査事業。
- ② 妊婦健康診査の公費負扱回数14回分を上回る妊婦健康診査事業。
- ③ 妊婦の住所地以外の病院、診療所及び助産所での妊婦健康診査に対する公費負担を実施しない市町村が行う妊婦健康診査事業。

#### (2) 妊婦健康診査事業の実施主体

妊婦健康診査事業の実施主体は、都道府県及び市町村とする。

#### (3) 市町村が行う妊婦健康診査事業に係る助成金の助成申請等

- ① 市町村は、妊婦健康診査事業を実施しようとする場合は、毎年度都道府県に対し妊婦健康診査事業に係る助成金の助成申請を都道府県知事が定める様式により、都

道府県知事に提出しなければならない。

- ② 都道府県は、市町村から妊婦健康診査事業に係る助成金の助成申請を受けた場合には、審査を行い、当該申請内容が適正と認められた場合は、当該市町村に対し助成金の助成を行うものとする。
- ③ 都道府県は、②の助成決定に基づき基金を取崩しこれを一般会計に繰り入れた上で、市町村に対し助成金を助成するものとする。  
その場合、都道府県の負担が生じる場合は、都道府県負担分を併せて助成するものとする。

#### (4) 妊婦健康診査事業の中止

- ① 都道府県は、妊婦健康診査事業を中止し、又は廃止する場合には、厚生労働大臣に報告し、その指示を受けなければならない。
- ② 市町村は、妊婦健康診査事業を中止し、又は廃止する場合には、都道府県知事に報告し、その指示を受けなければならない。
- ③ ②に基づき都道府県知事が指示する場合は、あらかじめ厚生労働大臣の指示を受けなければならない。

#### (5) 事業実施報告

市町村は、妊婦健康診査事業の事業実施報告を都道府県知事が定める様式により、都道府県知事に提出しなければならない。

### 第4 妊婦健康診査事業を実施する場合の助成の条件

#### (1) 都道府県が妊婦健康診査事業を実施する場合

- ① 助成対象事業（第3に規定する事業）に使用しなければならない。
- ② 妊婦健康診査事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに妊婦健康診査事業により取得し、又は効用の増加した価格が50万円以上の機械及び器具については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）で定めている耐用年数を経過するまで、厚生労働大臣の承認を得ないで、この妊婦健康診査事業の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取壊し、又は廃棄してはならない。
- ③ 厚生労働大臣の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を国庫に納付せざることがある。
- ④ 妊婦健康診査事業により取得し、又は効用の増加した財産については、妊婦健康診査事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。
- ⑤ 妊婦健康診査事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした調書を作成し、これを妊婦健康診査事業完了後5年間保管しておかなければならない。

#### (2) 市町村が実施する妊婦健康診査事業に対して都道府県が助成金を助成する場合

都道府県は、市町村が実施する妊婦健康診査事業に対して、この基金を財源の一部として助成金を助成する場合には、次の条件を付さなければならない。

- ① 妊婦健康診査事業の内容の変更（軽微な変更を除く。）をする場合には、都道府県知事の承認を受けなければならない。
- ② 妊婦健康診査事業を中止し、又は廃止する場合は、都道府県知事の承認を受けなければならない。

- ③ 妊婦健康診査事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした調書を作成し、これを妊婦健康診査事業完了後5年間保管しておかなければならない。
  - ④ 妊婦健康診査事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに妊婦健康診査事業により取得し、又は効用の増加した価格が50万円以上の機械及び器具については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）で定めている耐用年数を経過するまで、都道府県知事の承認を得ないで、この妊婦健康診査事業の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取壊し、又は廃棄してはならない。
  - ⑤ 都道府県知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を都道府県に納付させることがある。
  - ⑥ 妊婦健康診査事業により取得し、又は効用の増加した財産については、妊婦健康診査事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。
  - ⑦ 妊婦健康診査事業を行う者が①から⑥により付した条件に違反した場合には、この助成金の全部又は一部を都道府県に納付させことがある。
  - ⑧ ④により付した条件に基づき、都道府県知事が財産の処分を承認する場合には、予め厚生労働大臣の承認を受けなければならない。
- (3) (2) の⑤により付した条件に基づき市町村から財産の処分による収入の全部又は一部の納付があった場合には、その納付額の全部又は一部を国庫に納付せることがある。
- (4) (2) の⑦により付した条件に基づき市町村から納付させた場合には、その納付額の全部又は一部を国庫に納付せることがある。
- (5) 妊婦健康診査事業と対象経費を重複して他の補助金等の交付を受けてはならない。

## 第5 その他

- (1) 都道府県は、市町村が行う妊婦健康診査事業に係る助成金の助成申請及び助成決定の事務に係る手続き等の助成要綱を定め、実施するものとする。
- (2) 都道府県は管内市町村、関係団体、地域住民等に当該基金事業及び妊婦健康診査事業の趣旨について十分な説明を行うとともに、市町村との連携を十分に行い、事務処理に遺漏のないよう取り扱われたい。

別添

妊婦健康診査臨時特例交付金による妊婦健康診査事業

事 業 内 容	実施主体	補 助 単 価	補 助 率		
			国	都道府県	市町村
妊婦健康診査事業 妊婦健康診査の円滑な実施のために必要な事業に要する経費	都道府県 市 町 村	妊婦1人当たり 68,000円以内	1/2 (10/10)		1/2

括弧書きは、都道府県が事業を実施する場合

(別紙様式)

番号  
平成〇〇年〇〇月〇〇日

厚生労働大臣 〇〇 〇〇 殿

都道府県知事 〇〇 〇〇

平成〇〇年度妊婦健康診査支援基金管理運営要領  
に基づく事業実施状況報告について

1 基金保管実績

(平成20年度交付分)

基金の保有区分	年度当初保管額 (A)	運用益繰入額 (B)	年度内支出額 (C)	年度末保管額 (A-B+C)
	円	円	円	円
合計額				

(注) 平成20年度にあっては、「年度当初保管額」は「基金設置当初保管額」とする。

(平成22年度交付分)

基金の保有区分	年度当初保管額 (A)	運用益繰入額 (B)	年度内支出額 (C)	年度末保管額 (A-B+C)
	円	円	円	円
合計額				

(注) 平成22年度にあっては、「年度当初保管額」は「基金追加当初保管額」とする。

(合計)

基金の保有区分	年度当初保管額 (A)	運用益繰入額 (B)	年度内支出額 (C)	年度末保管額 (A-B+C)
	円	円	円	円
合計額				

(注1) 平成20年度にあっては、「年度当初保管額」は「基金設置当初保管額」とする。

(注2) 平成22年度にあっては、「年度当初保管額」は「基金追加当初保管額」を含む。

## 2 基金運用実績

(平成20年度交付分)

基金の保有区分	運用益			合計額
	平成 年度	平成 年度	平成 年度	
	円	円	円	円
合計額				

(注1) 基金の保有形態別に、収入の種別により記載する他、内訳を添付すること。

(注2) 「運用益」欄の「平成 年度」欄が足らない場合は適宜欄を追加すること。

(平成22年度交付分)

基金の保有区分	運用益			合計額
	平成 年度	平成 年度	平成 年度	
	円	円	円	円
合計額				

(注1) 基金の保有形態別に、収入の種別により記載する他、内訳を添付すること。

(注2) 「運用益」欄の「平成 年度」欄が足らない場合は適宜欄を追加すること。

(合計)

基金の保有区分	運用益			合計額
	平成 年度	平成 年度	平成 年度	
	円	円	円	円
合計額				

(注1) 基金の保有形態別に、収入の種別により記載する他、内訳を添付すること。

(注2) 「運用益」欄の「平成 年度」欄が足らない場合は適宜欄を追加すること。

### 3 基金事業に係る経費

(平成20年度交付分)

事業区分	年度当初保管額 (A)	運用益繰入額 (B)	年度内支出額 (C)	年度末保管額 (A-B+C)
	円	円	円	円
妊婦健康診査事業				
合計額				

(注) 平成20年度にあっては、「年度当初保管額」は「基金設置当初保管額」とする。

(平成22年度交付分)

事業区分	年度当初保管額 (A)	運用益繰入額 (B)	年度内支出額 (C)	年度末保管額 (A-B+C)
	円	円	円	円
妊婦健康診査事業				
合計額				

(注) 平成22年度にあっては、「年度当初保管額」は「基金追加当初保管額」とする。

(合計)

事業区分	年度当初保管額 (A)	運用益繰入額 (B)	年度内支出額 (C)	年度末保管額 (A+B+C)
妊婦健康診査事業	円	円	円	円
合計額				

(注1) 平成20年度にあっては、「年度当初保管額」は「基金設置当初保管額」とする。

(注2) 平成22年度にあっては、「年度当初保管額」は「基金追加当初保管額」を含む。

#### 4 事業実施状況

別添の様式を作成の上、添付すること

#### 5 添付資料

(1) 当該年度の歳入歳出決算（見込）書抄本

(2) その他参考となる資料

業事塞狀況(子)別添)

（御のみ記載）

この場合に 優秀な筆記をするには、筆記の手順を理解する必要がある。筆記の手順は、筆記の目的や内容によって異なるが、一般的には以下の手順で行なわれる。

（補助券方式や超単行便候）  
このまま愛修券を明示しておけば、「このまま」の意味で、使用時期を誤解されてしまう。

「その他の経費」についてには、「費用区分」欄に経費の内容がわかるよう、記載すること。

添別( )

事業塞施狀況(二)

都道府県名

四百三十一

雇児母発0309第3号  
平成23年3月9日

社団法人日本産婦人科医会会长 殿

厚生労働省雇用均等・児童家庭局母子保健課長



「妊婦健康診査の実施について」の一部改正について

母子保健行政の推進については、かねてより特段の御配慮をいただいているところであり、深く感謝いたします。

さて、妊婦健康診査の実施については、平成21年2月27日雇児母発第0227001号本職通知「妊婦健康診査の実施について」（以下「通知」という。）により行っているところですが、今般、通知の一部を別添のとおり改正し、各都道府県、政令市及び特別区あて送付したところです。

つきましては、貴会におかれましても、今後とも妊婦健康診査の円滑な実施に御協力いただきますよう、貴会会員に対する周知方よろしくお願ひ申し上げます。

雇児母発0309第1号  
平成23年3月9日

各 都道府県  
政令市  
特別区 母子保健主管部（局）長 殿

厚生労働省雇用均等・児童家庭局母子保健課長

「妊婦健康診査の実施について」の一部改正について

妊婦健康診査の実施については、平成21年2月27日雇児母発第0227001号本職通知「妊婦健康診査の実施について」（以下「通知」という。）により行われているところであるが、今般、通知の一部を別紙新旧対照表のとおり改正し、平成23年4月1日から適用することとしたので通知する。

都道府県におかれでは、本通知について、速やかに管内市町村に通知されたい。

新	旧
<p>母子保健主管部（局）長 殿 都道府県 市特別区 各</p> <p>厚生労働省雇用均等・児童家庭局母子保健課課長</p> <p>一部改正 平成 21年 2月 27日 履児母発第0227001号</p> <p>一部改正 平成 22年 1月 6日 履児母発第0309第1号</p> <p>一部改正 平成 23年 3月 9日 履児母発第0309第1号</p>	<p>母子保健主管部（局）長 殿 都道府県 市特別区 各</p> <p>厚生労働省雇用均等・児童家庭局母子保健課課長</p> <p>一部改正 平成 21年 2月 27日 履児母発第1006第1号</p> <p>一部改正 平成 22年 1月 6日 履児母発第1006第1号</p> <p>一部改正 平成 22年 10月 6日 履児母発第0309第1号</p> <p>一部改正 平成 23年 3月 9日 履児母発第0309第1号</p>

#### 妊婦健康診査の実施について

近年、出産年齢の上昇等により、健康管理がより重要となる妊婦が増加傾向にあるとともに、経済的な理由等により健診を受診しない妊婦もみられるところであり、母体や胎児の健康確保を図る上で、妊婦に対する保健指導及び健康診査（以下「妊婦健康診査」という。）の重要性、必要性が一層高まっているところである。妊婦・出産にかかる経済的不安を軽減し、少子化の解消の一助に資するとともに、積極的な妊婦健康診査を促すため、自治体における公費負担の充実を図る必要性が指摘されている。

このため、妊婦の健康管理の充実及び経済的負担の軽減を図り、安心して妊娠・出産が出来る体制を確保することを目的として、妊婦健康診査臨時特例交付金が創設されたところである。また、20年度第2次補正予算において妊婦健康診査臨時特例交付金の実施期間の延長とともに必要額が積み増しされたところである。これにより、各市町村において妊婦健康診査にかかる公費負担について相当回数の増が可能となるよう、都道府県におかれていますこの趣旨に沿って下市町村に周知徹底をお願いする。

なお、本通知の施行に伴い、平成19年1月16日履児母発第0116001号本職通知「妊婦健康診査の公費負担の望ましいあり方にについて」は廃止する。

#### 妊婦健康診査の実施について

近年、出産年齢の上昇等により、健康管理がより重要な妊婦が増加傾向にあるとともに、経済的な理由等により健診を受診する保健指導及び健康診査（以下「妊婦健康診査」という。）の重要性、必要性が一層高まっているところである。妊婦・出産にかかる経済的不安を軽減し、少子化の解消の一助に資するとともに、積極的な妊婦健康診査を促すため、自治体における公費負担の充実を図る必要性が指摘されている。

このため、妊婦の健康管理の充実及び経済的負担の軽減を図り、安心して妊娠・出産が出来る体制を確保することを目的として、妊婦健康診査臨時特例交付金が創設されたところである。これにより、各市町村において妊婦健康診査にかかる公費負担について相当回数の増が可能となるよう、都道府県におかれていますこの趣旨に沿って下市町村に周知徹底をお願いする。

なお、本通知の施行に伴い、平成19年1月16日履児母発第0116001号本職通知「妊婦健康診査の実施について」は廃止する。

#### 記 1 公費負担回数及び実施時期の考え方について (略)

- 2 妊婦健康診査の内容について (略)

- (1)～(3) (略)

- (4)各回実施する基本的な妊婦健康診査の項目以外の各種の医学的検査について、標準的な検査項目を以下に例示するので、市町村における公費負担の対象となる検査項目の設定にあたって参考されたい。

##### (医学的検査の例)

###### ①血液検査

- ・妊娠初期に1回、血液型（ABO血清型・Rh血清型、不規則抗体）、血算、血糖、B型肝炎抗原、C型肝炎抗体、HIV抗体、梅毒血清反応、風疹ウイルス抗体の検査を実施。
- ・妊娠24週から35週までの間に1回、血算、血糖の検査を実施。

#### 記 2 妊婦健康診査の実施について (略)

- 1 公費負担回数及び実施時期の考え方について (略)
- 2 妊婦健康診査の内容について (略)
- (1)～(3) (略)
- (4)各回実施する基本的な妊婦健康診査の項目について、標準的な検査項目を以下に例示するので、市町村における公費負担の対象となる検査項目の設定にあたって参考されたい。

##### (医学的検査の例)

- ①血液検査
- ・妊娠初期に1回、血液型（ABO血清型・Rh血清型、不規則抗体）、血算、血糖、B型肝炎抗原、C型肝炎抗体、HIV抗体、梅毒血清反応、風疹ウイルス抗体の検査を実施。
  - ・妊娠24週から35週までの間に1回、血算、血糖の検査を実施。

新	日
<p>妊娠 3 週以降に 1 回、血算の検査を実施。</p> <p>妊娠 3 週頃までに H-T L V – 1 抗体検査を実施。</p> <p>②子宮頸がん検診（細胞診）</p> <p>妊娠初期に 1 回実施。</p> <p>③超音波検査</p> <p>妊娠 2 週までの間に 2 回、妊娠 2 週から 3 週までの間に 1 回、 3 週以降に 1 回実施。</p> <p>④B群溶血性レンサ球菌（G B S）</p> <p>妊娠 2 週から 3 週までの間に 1 回実施。</p> <p>⑤性器クラミジア</p> <p>妊娠 3 週頃までに 1 回実施。</p>	<p>妊娠 3 週以降に 1 回、血算の検査を実施。</p> <p>妊娠 3 週頃までに H-T L V – 1 抗体検査を実施。</p> <p>②子宮頸がん検診（細胞診）</p> <p>妊娠初期に 1 回実施。</p> <p>③超音波検査</p> <p>妊娠 2 週までの間に 2 回、妊娠 2 週から 3 週までの間に 1 回、 3 週以降に 1 回実施。</p> <p>④B群溶血性レンサ球菌（G B S）</p> <p>妊娠 2 週から 3 週までの間に 1 回実施。</p>
3 その他 (略)	3 その他 (略)

【改正後全文】

一部改正	雇児母発 0227001号 平成21年2月27日
一部改正	雇児母発 1006第1号 平成22年10月6日
	雇児母発 0309第1号 平成23年3月9日

各 都道府県  
政令市  
特別区 母子保健主管部（局）長 殿

厚生労働省雇用均等・児童家庭局母子保健課長

妊婦健康診査の実施について

近年、出産年齢の上昇等により、健康管理がより重要となる妊婦が増加傾向にあるとともに、経済的な理由等により健康診査を受診しない妊婦もみられるところであり、母体や胎児の健康確保を図る上で、妊婦に対する保健指導及び健康診査（以下「妊婦健康診査」という。）の重要性、必要性が一層高まっているところである。

また、妊娠・出産にかかる経済的不安を軽減し、少子化の解消の一助に資するとともに、積極的な妊婦健康診査の受診を促すため、妊婦健康診査について、自治体における公費負担の充実を図る必要性が指摘されている。

このため、妊婦の健康管理の充実及び経済的負担の軽減を図り、安心して妊娠・出産ができる体制を確保することを目的として、妊婦健康診査に係る地方財政措置がなされるとともに、平成20年度第2次補正予算において妊婦健康診査臨時特例交付金が創設されたところである。また、平成22年度補正予算において妊婦健康診査臨時特例交付金の実施期限の延長とともに必要額が積み増しされたところである。これにより、各市町村において、妊婦健康診査にかかる公費負担について相当回数の増が可能となることから、下記を踏まえて積極的な取組が図られるよう、都道府県におかれましてはこの趣旨について管下市町村に周知徹底をお願いする。

なお、本通知の施行に伴い、平成19年1月16日雇児母発第0116001号本職通知「妊婦健康診査の公費負担の望ましいあり方について」は廃止する。

記

1 公費負担回数及び実施時期の考え方について

妊婦健康診査の回数及び実施時期については、「母性・乳幼児に対する健康診査及び保健指導の実施について」（平成8年11月20日児発第934号厚生省児童家庭

局長通知。以下「局長通知」という。)により次に示すとおりとすることが望ましいこととされており、これに沿って受診した場合、受診回数は13~14回程度となると考えられること。このため、公費負担についても、14回程度行われることが望ましいと考えられること。

- ① 妊娠初期から妊娠23週(第6月末)まで: 4週間に1回
- ② 妊娠24週(第7月)から妊娠35週(第9月末)まで: 2週間に1回
- ③ 妊娠36週(第10月)以降分娩まで: 1週間に1回

## 2 妊婦健康診査の内容等について

妊婦健康診査の内容等については、局長通知の「第4 妊娠時の母性保健」を踏まえるとともに、以下の点を参考にすること。

- (1) 妊婦健康診査においては、各回、基本的な妊婦健康診査の項目として、①健康状態の把握(妊娠月週数に応じた問診、診察等)、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に、必要に応じた医学的検査を実施すること。
- (2) 基本的な妊婦健康診査の一環として、各回実施する検査計測の項目の例としては、子宮底長、腹囲、血圧、浮腫、尿化学検査(糖・蛋白)、体重があり、第1回目の健康診査では、身長も測定すること。
- (3) 基本的な妊婦健康診査の一環として、各回実施する保健指導については、妊娠中の食事や生活上の注意事項等について具体的な指導を行うとともに、妊婦の精神的な健康の保持に留意し、妊娠、出産、育児に対する不安や悩みの解消が図られるようにすること。
- (4) 各回実施する基本的な妊婦健康診査の項目以外の各種の医学的検査について、標準的な検査項目を以下に例示するので、市町村における公費負担の対象となる検査項目の設定にあたって参酌されたい。

### (医学的検査の例)

#### ①血液検査

- ・妊娠初期に1回、血液型(ABO血液型・Rh血液型、不規則抗体)、血算、血糖、B型肝炎抗原、C型肝炎抗体、HIV抗体、梅毒血清反応、風疹ウイルス抗体の検査を実施。
- ・妊娠24週から35週までの間に1回、血算、血糖の検査を実施。
- ・妊娠36週以降に1回、血算の検査を実施。
- ・妊娠30週頃までにHTLV-1抗体検査を実施。

#### ②子宮頸がん検診(細胞診)

妊娠初期に1回実施。

#### ③超音波検査

妊娠23週までの間に2回、妊娠24週から35週までの間に1回、36週以降に1回実施。

#### ④B群溶血性レンサ球菌(GBS)

妊娠24週から35週までの間に1回実施。

#### ⑤性器クラミジア

妊娠30週頃までに1回実施。

### 3 その他

- ・妊婦健康診査の受診の重要性について、妊婦等に対する周知・広報に積極的に取り組まれたい。
- ・里帰り先等で妊婦健康診査を受診する妊婦の経済的負担の軽減を図るため、妊婦の居住地以外の病院、診療所又は助産所とも事前契約を行う等の配慮をされたい。
- ・養育支援を必要とする妊婦に対しては、「妊娠・出産・育児期に養育支援を特に必要とする家庭に係る保健医療の連携体制について」（平成20年3月31日雇児総発第0331003号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長通知）を踏まえ、妊婦健康診査を実施する医療機関等と市町村等の行政機関が連携体制を構築し、適切な支援を提供されたい。